

射水市監査委員告示第10号

財政援助団体等監査（出資団体、指定管理者、財政援助団体監査）  
結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和元年10月に実施した財政援助団体等監査（万葉線株式会社）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年11月6日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 竹内 美津子

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象及び選定理由

### (1) 監査の対象

万葉線株式会社

(市所管課 生活安全課)

### (2) 選定理由

財務に関する事務の執行、経営に係る事務事業の管理等について、射水市財政援助団体等監査要領及び財政援助団体等の選定基準に基づき、当年度の監査委員監査の対象とする。

・前回の監査期間 平成25年8月6日から同月20日まで

## 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、平成30年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

## 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
出資目的に合った事業運営が行われないリスク	ア 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。
	ウ 会計経理及び財産管理は適切か。
	エ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。

## 4 監査の実施内容

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、主な着眼点ごとに、提出された監査資料を審査し、サンプルベースで実証的手続を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

## 5 監査の期間

令和元年10月9日から同年10月28日まで

## 6 団体の概要

名 称	万葉線株式会社
代表者	代表取締役社長 中村 正治
所在地	高岡市荻布字川西68

平成30年度の営業収益は208,380,464円、営業損失は73,456,511円、経常損失70,205,414円、当期利益は1,240,148円、繰越利益剰余金も同額である。

## 7 射水市の出資等の状況

### 出資金

資本金額	射水市の出資額	射水市の出資割合
100,000,000円	150,000,000円	30.06%

※平成30年度中に行った無償減資について

平成30年12月18日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成31年2月20日に資本金499,000,000円を100,000,000円とし、減資により生じた399,000,000円はその他資本剰余金に計上されている。

### 補助金

1. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	41,501,674		
2. 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業対象外補助金	2,667,000		
3. 脱線対策事業費補助金	1,784,000		
4. 安全運行対策補助金	5,000,000		
5. 運行費補助金	30,000,000		
6. ICカード整備事業費補助金	2,425,000		
7. 庄川・内川橋梁補修設計事業費補助金	6,433,500		
8. 停留施設整備事業補助金	2,258,000		
補助対象経費合計	420,648,724	補助金合計	92,069,174

## 8 監査の結果

監査の結果、当該出資及び補助金に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められる。

### ○意見

(1) 観光協会や旅行代理店との連携に加え、マスコミや他県のテレビ局にも

働きかけて、県外からの観光利用者の誘致に更に力を入れるなど、公共交通機関の役割に加え、万葉線の観光面での魅力の発信に一層努められたい。

(2) 厳しい財政状況の中、将来を見据えた持続可能な経営を目指し、財務体質及び経営体質の強化